

# 所得 町民税 国民健康保険税

2月18日

## の申告が始まります

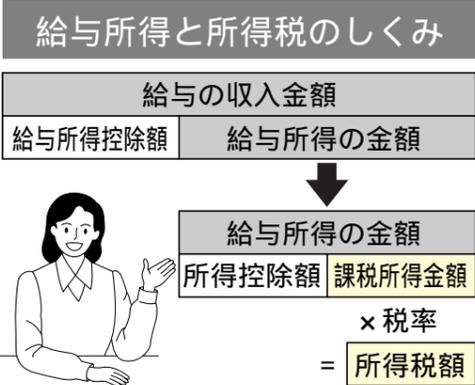
所得税/個人の所得に対してかかる国の税金のこと。  
町民税/1月1日現在、町内在住者の個人の所得に対してかかる町の税金と、県の税金のこと。  
国民健康保険税/国民健康保険の加入者にかかる税金(保険料)のこと。

問い合わせ  
町役場税務課 ☎0794-35-0355(代表)  
☎0794-35-0358(直通)  
加古川税務署 ☎0794-21-2951(代表)

2月18日(月)から、所得税と町民税、国民健康保険税の確定申告が始まります。自分で申告書を作成し、郵送でも提出できます。税務課の窓口には「所得税の確定申告の手引き」などがありますので、参考にしてください。

### 所得 税

所得税は、平成13年の1年間(12月)の所得の状況を最もよく知る納税者自身が、所得と税額を正しく計算し、納税することになります。この手続きが確定申告です。サラリーマンの給与収入にかかわる所得税は、毎月の給与やボーナスから源泉徴収され、12月の年末調整によって1年間の納税が完了します。確定申告の必要はありません。



**申告が必要な方**  
しかし、サラリーマンでも、次のような方は申告が必要です。

昨年(前年)の給与の収入額が2千万円を超える方  
給与を1カ所から受けている場合で、給与以外の所得金額(不動産所得など)が20万円を超える方  
給与を2カ所以上から受けている場合で、年末調整された給与以外の給与の収入額と、給与以外の所得金額との合計が20万円を超える方  
また、次のような方で、平成13年中の所得合計額が基礎控除、配偶者控除、扶養控除などの所得控除の合計を超える方は、確定申告が必要です。  
商売など個人で事業を営んでいる方  
不動産収入(家賃や地代など)がある方  
土地や建物などを売った方  
年金を受けている方で、年金以外に収入がある方や、社会保険料控除、

除・生命保険料控除などを受けられる方

#### 申告で還付される方

通常は確定申告の必要のないサラリーマンでも、確定申告をすると所得税が還付される場合があります。  
平成13年中に退職し、その後再就職しなかったため、年末調整を受けられなかった場合  
病気やけがなどで多額の医療費を支払った場合(医療費控除)  
災害や盗難にあつて、住宅や家財に損害を受けた場合(雑損控除)  
住宅ローンを利用して、マイホームを購入したり増改築をした場合(住宅借入金等特別控除)  
一定の要件がありますので、詳しくは税務署まで  
還付申告は、2月18日以前でも税務署で受け付けています。

#### 申告に必要なもの

申告書と印鑑(申告書は会場にも

あります)  
控除に必要な書類(社会保険料や医療費の領収書、生命保険料や損害保険料の控除証明書など)  
給与・年金の源泉徴収票  
銀行などの口座番号が分かるもの

### 税務署からのお知らせ

申告と納税は期限内に  
所得税・贈与税の申告と納税の期限は3月15日(金)です。  
また、消費税(個人事業者)の申告と納税の期限は4月1日(月)です。  
なお、土・日曜日、祝日は休みです。

#### 自書申告にご協力ください

税務署では、納税者の方々が申告書などを作成される場所を提供し、職員が申告書など作成の助言を行います。

**加古川税務署**  
〒675-8790 加古川市加古川町木村5 2  
☎0794(21)2951

相談時間 午前9時～午後5時  
(正午～午後1時は除く)  
相談内容 すべての所得税申告



なお、税務署にお越しの場合、必ず「前年分の収支内訳書や申告書の控」などをご持参ください。  
また、所得税の確定申告書の提出や納税を3月15日(金)までにしなかったり、税額を少なく申告していたときには、加算税や延滞税を納めなければならぬ場合がありますので、ご注意ください。

と届け出印(所得税を口座振替で納付される方や、還付申告をされる方)  
所得税のお問い合わせは  
加古川税務署へ

方式(自書申告)を推進しています。これは、確定申告書などを自分で作成できるようにすれば、翌年から税務署へ行かなくても済むという納税者の方々の利便を考慮したものです。ご理解の上、「確定申告の手引き」や「前年分の申告書控」などを参考に確定申告書を自分で正しく作成し、早期に提出(郵送可)していただくようお願いいたします。

#### 確定申告書の様式改訂について

納税者の方々からの改善の要望におこたえて、平成14年1月から使用する所得税確定申告書が新しくなりました。  
また、平成11年分から、申告書など様式がOCR用紙に変わっています。記入に当たつての留意事項は次の通りです。  
・数字は、枠内に1文字ずつ丁寧に記入してください。  
・青色申告決算書などは、ホツチキスやのりで止めず、申告書の中に挟み込むかクリップ止めにしてください。  
・源泉徴収票などの添付書類は、申告書第2表の裏面に添付してください。

#### 控に受付印が必要な場合

申告書の控に受付印が必要な場合は、控用の用紙にボールペン書きで住所・氏名などを含め提出用と同様に記載の上、提出用と同時に提出してください。(提出後の控への受付印の押印はできません)  
なお、郵送で提出される場合は、返信用切手を貼り付けた返信用封筒も同封してください。

### 所得税還付専用会場

**加古川市役所本館10階**  
期間は3月8日(金)までです。

開設時間 午前9時～午後4時  
(正午～午後1時は除く)  
相談内容 所得税還付申告